

2023年6月19日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
いちごオフィスリート投資法人
代表者名 執行役員 千葉 恵介
(コード番号 8975) www.ichigo-office.co.jp
資産運用会社名
いちご投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岩井 裕志
問合せ先 常務執行役員オフィスリート本部長
加茂 勇次
(電話番号 03-3502-4891)

議決権行使助言機関による議決権行使の推奨内容のお知らせ

いちごオフィスリート投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、2023年6月23日（金曜日）に開催予定の本投資法人の臨時投資主総会（第14回投資主総会）（以下、「本投資主総会」という。）の目的事項である、本投資法人提案議案（第1号議案～第8号議案）および本投資法人の投資主様であるBerkeley Global, LLC（以下、「BG」という。）による投資主提案議案（第9号議案～第14号議案）（以下、「BG提案」という。）について、議決権行使助言機関であるGlass, Lewis & Co.（以下、「Glass Lewis」という。）およびInstitutional Shareholder Services Inc.（以下、「ISS」という。）がそれぞれ議決権行使推奨のレポートを公表したことを確認しております。本投資法人の投資主様のご判断の参考のため、本投資法人の意見ならびにGlass LewisおよびISSによる議決権行使推奨の内容について下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

本投資法人の執行役員および監督役員は全員、資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社および同社が属するいちごグループから独立した役員です。この独立性が担保されたガバナンス体制の下、本投資法人役員会は、BGからの提案内容を慎重に検討したうえで、BG提案は投資主の皆様への利益に資するものではないと判断し、全会一致ですべてのBG提案に反対するとともに、本投資法人提案議案を提示しております。

本投資法人は、投資主価値の最大化に向け不断の価値創造に努めており、長期的なリターンは東証リート指数を大きく上回っております。

本投資法人の投資主総利回り（トータルリターン）および超過リターン

	1年	3年	10年
本投資法人	+9.73%	+46.97%	+129.23%
超過リターン（対東証リート指数）	+13.11%	+17.16%	+62.52%

※ 投資主総利回り（トータルリターン）：投資により得られた収益の合計（再投資した分配金+キャピタルゲイン）を投資額（投資口価格）で割った比率（配当再投資前提）
BGによる臨時投資主総会の招集請求開示時点（2023年3月17日）出所：ブルームバーク

投資主の皆様におかれましては、本投資法人意見、議決権行使助言機関の推奨内容、投資主総会招集ご通知（その後の修正を含みます。）および投資主総会参考資料などをご参照いただいたうえで、議決権を行使していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

本投資法人は、投資主の皆様への深い感謝をもって、今後も投資主価値の最大化に全力を尽くしてまいります。

記

本投資法人の意見ならびにGlass LewisおよびISSによる議決権行使推奨の内容

議案	本投資法人 意見	Glass Lewis 推奨	ISS 推奨
本投資法人提案（第1号議案から第8号議案まで）			
第1号議案 規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の引き下げ）の件	賛成	棄権	賛成
第2号議案 規約一部変更（譲渡成果報酬の変更）の件	賛成	賛成	賛成
第3号議案 規約一部変更（被合併時成果報酬の変更）の件	賛成	賛成	賛成
第4号議案 規約一部変更（被買収時成果報酬の変更）の件	賛成	賛成	賛成
第5号議案 執行役員 鍵山卓史選任の件	賛成	賛成	反対
第6号議案 監督役員 丸尾友二選任の件	賛成	賛成	反対
第7号議案 規約一部変更（役員報酬上限引き下げおよび投資主総会決議要件付加）の件	賛成	賛成	賛成
第8号議案 規約一部変更（役員人数上限設定）の件	賛成	賛成	反対
BG提案（第9号議案から第14号議案まで）			
第9号議案 規約一部変更（収益・分配金成果報酬料率の変更）の件（注1）	反対	賛成	棄権
第10号議案 規約一部変更（譲渡成果報酬の廃止並びに取得報酬及び譲渡報酬の新設）の件（注1）	反対	反対	棄権
第11号議案 規約一部変更（被合併時成果報酬及び被買収時成果報酬の廃止並びに合併報酬の新設）の件	反対	反対	反対
第12号議案 執行役員 杉原亨選任の件	反対	反対	反対
第13号議案 監督役員 藤永明彦選任の件	反対	反対	賛成
第14号議案 規約一部変更（役員報酬上限設定）の件	反対	反対	反対

(注1) 第9号議案および第10号議案については、BGより議案を取り下げる旨の申出があり、本投資法人は取り下げに同意しております。本投資法人は、第9号議案および第10号議案の上程を撤回することについて、本投資主総会において投資主様のご承認をいただくことを予定しており、この承認が得られた場合、第9号議案および第10号議案の上程を撤回いたします（本投資法人は、BGによる取下げの条件のとおり、第1号議案および第2号議案を、その内容の変更をせずに本投資主総会に上程することを予定しております。）。第9号議案および第10号議案の上程が撤回された場合、第9号議案および第10号議案は本投資主総会に上程されないこととなるため、第9号議案および第10号議案に係る議決権行使は無効となります。詳細は2023年6月8日付「第14回投資主総会招集ご通知の一部修正のお知らせ」および2023年6月12日付「（第2回修正）第14回投資主総会招集ご通知の一部修正のお知らせ」をご参照願います。

(注2) 両立しない各議案（第9号議案および第10号議案の上程が撤回された場合、第3号議案および第4号議案ならびに第11号議案、ならびに、第7号議案および第14号議案の各議案）のいずれについても賛成の意思表示がされた場合（第3号議案および第4号議案のいずれかと第11号議案について賛成の意思表示がされた場合を含みます。）、それぞれの議案に係る議決権行使全体について無効な議決権行使として取り扱います。

以上

（ご参考）2023年6月23日開催予定の「臨時投資主総会」関連の開示資料一覧

www.ichigo-office.co.jp/ir/news/news_file/file/IchigoOffice_20230619_List_of_EGM_Related_Disclosures_JPN.pdf